

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年3月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年4月12日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
舟岡池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 神宮子地区	高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 坂下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 市宮池幹線地区	〃